

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

### 規 則

○建築士法施行細則の一部を改正する規則

（建築宅地課）

一

### 告 示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

（長寿社会政策課）

八

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定

（同）

八

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定

（同）

九

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出

（同）

九

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出

（同）

一〇

○平成二十七年における主要農作物の原種の価格

（農産園芸環境課）

一〇

○海岸保全区域の指定

（水産業基盤整備課）

一〇

○海岸保全区域の変更

（同）

一一

○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定

（同）

一一

○道路の区域変更（二件）

（道路課）

一一

○道路の供用開始

（同）

一一

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

（都市計画課）

一二

### 公 告

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

一二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

（契約課）

一二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（警察本部会計課）

一二

## 規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十六号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十七年宮城県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の三」を「第九条の二」に、「第九条の四」を「第九条の三」に改める。

第一条及び第四条第一項中「添えて」を「添え、」に改める。

第五条の見出し中「再交付」を「書換え又は再交付」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条

第一項中「二級木造建築士免許証再交付申請書」を「二級木造建築士免許証（免許証明書）書換え申請書」に

改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五条第三項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、写真を添付した二級

建築士免許証（免許証明書）書換え申請書（様式第五号）に、免許証又は免許証明書を添え、知事

に提出しなければならない。

第六条第一項及び第二項中「添えて」を「添え、」に改め、同条第四項中「免許証」の下に「又は

免許証明書」を加える。

「第一章の二 指定登録機関」を削り、第九条の二の次に次の章名を付する。

第一章の二 指定登録機関

第九条の三第一項中「二級木造建築士免許証再交付申請書（様式第五号）」とあるのは「二級木造建築士免

許証明書再交付申請書」と、同条第二項を「「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書

換え交付」と、同条第三項に改め、「第六条第四項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と

を削る。

様式第四号から様式第六号までを次のように改める。

様式第4号 (第4条関係)

二級建築士 登録事項変更届  
木造

下記のとおり登録事項に変更がございましたので、建築士法施行細則第4条の規定により届け出ます。

年 月 日

宮城県知事  
宮城県指定登録機関

殿

住所  
氏名  
生年月日  
登録番号  
登録年月日  
電話番号

印

記

1 変更事項

氏名	変更前	変更後
----	-----	-----

2 変更年月日

年 月 日

3 変更理由

登録手数料納入 (付) 証票 貼付欄 (登録手数料: 円)	写真 縦 3 cm 横 2.4cm 6ヵ月以内撮影 正面・無帽・無背景 裏面に氏名を記入
----------------------------------	---

(注) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。  
2 戸籍謄(抄)本を添付してください。

様式第5号 (第5条関係)

二級建築士免許証 (免許証明書) 書換え交付申請書  
木造 再交付

私は、このたび建築士法施行細則第5条の規定により、下記のとおり免許証又は免許証明書の書換え交付を申請します。

年 月 日

宮城県知事  
宮城県指定登録機関

殿

申請者住所  
氏名

印

記

1 氏名	
2 生年月日	
3 性別	
4 本籍地	
5 登録番号	
6 登録年月日	
7 汚損又は亡失の年月日	
8 申請理由 (具体的に詳しく記入のこと。)	書換え交付 (汚損) 再交付 (亡失)

登録手数料納入 (付) 証票 貼付欄 (登録手数料: 円)	写真 縦 3 cm 横 2.4cm 6ヵ月以内撮影 正面・無帽・無背景 裏面に氏名を記入
----------------------------------	---

(注) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。  
2 書換え・汚損の場合は免許証又は免許証明書を、亡失の場合は本籍地の市町村長発行の身元証明書等を添付してください。

様式第6号 (第6条関係)

二級建築士 免許取消申請書  
木造

私は、このたびは<sup>二級</sup>建築士の免許を取り消したいので、免許証又は免許証明書を添えて、下記のとおり申請します。

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所 氏名 印  
記

1	氏 名	
2	生 年 月 日	
3	性 別	
4	本 籍 地	
5	登 録 番 号	
6	登 録 年 月 日	
7	取 消 理 由	

(注) 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第九号から様式第十一号までを次のように改める。

様式第9号 (第26条関係)

建築士事務所登録事項変更届

このたび下記のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法第23条の5第1項及び第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

宮城県知事 殿  
宮城県指定事務所登録機関

届 出 者 (印)  
(開設者の氏名)  
〔開設者が法人である場合は  
名称及び代表者の氏名〕

〔注意事項〕

- 1 開設者の氏名又は名称に変更があった場合、届出者欄については、変更後の開設者の氏名又は名称を記入してください。
- 2 建築士事務所欄については、変更前の事項を記入してください。
- 3 変更事項欄については、変更があった事項のみ記入してください。

建 築 士 事 務 所	建築士事務所の名称	
	建築士事務所の所在地	
	建築士事務所の区分	一級 ・ 二級 ・ 木造 建築士事務所
	登録年月日	年 月 日
	登録番号	

項 目		変 更 前	変 更 後	変更年月日
変 更 事 項	建築士事務所の名称	ふりがな	ふりがな	
	建築士事務所の所在地 (開設者)	〒	〒	
	電話番号			
	開設者の氏名又は名称	ふりがな	ふりがな	
	法人の役員	別添1「役員名簿」のとおり		
	管理建築士	ふりがな 氏 名 登録番号 登録年月日 一級・二級・木造の別	ふりがな 氏 名 登録番号 登録年月日 一級・二級・木造の別  管理建築士講習を修了した年月日 年 月 日 号 修了証番号 第 号	
	所属建築士	別添2「所属建築士変更事項」のとおり		

【作成担当者】

(注)

- 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- 2 登録申請の際の添付書類のうち、その変更となったものを添付してください。

部 署：
氏 名：
TEL：

【別添1】

役 員 名 簿

〔記入注意〕

- 1 「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にしを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

変 更 前		変 更 後		
氏 名	役 名	氏 名	役 名	生 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日

(備考)

- 別紙 有
- 無

【別添2】

所属建築士変更事項

〔記入注意〕

- 1 この書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。
- 2 下欄「現行の所属建築士及び所属を外れた建築士」においては、従前に登録されたすべての所属建築士を記入の上、所属を外れた建築士について、所属を外れた日を記入してください。

○ 新たに所属建築士となった者

氏 名	種 別	建 築 士 登録番号	二級又は木造 建築士 の場合は 登録を受けた 都道府県名	直近の 定期講習 受講日	構造設計一級建築士 又は 設備設計一級建築士 である場合		所属した 年月日
					種 別	交付番号	
	一級・二級 木造			・ ・	構造・設備		・ ・
	一級・二級 木造			・ ・	構造・設備		・ ・
	一級・二級 木造			・ ・	構造・設備		・ ・
	一級・二級 木造			・ ・	構造・設備		・ ・

○ 現行の所属建築士 及び 所属を外れた建築士

氏 名	種 別	建 築 士 登録番号	二級又は木造 建築士 の場合は 登録を受けた 都道府県名	直近の 定期講習 受講日	構造設計一級建築士 又は 設備設計一級建築士 である場合		所属を外れた 年月日
					種 別	交付番号	
	一級・二級 木造			・ ・	構造・設備		・ ・
	一級・二級 木造			・ ・	構造・設備		・ ・
	一級・二級 木造			・ ・	構造・設備		・ ・
	一級・二級 木造			・ ・	構造・設備		・ ・
	一級・二級 木造			・ ・	構造・設備		・ ・
	一級・二級 木造			・ ・	構造・設備		・ ・
	一級・二級 木造			・ ・	構造・設備		・ ・
	一級・二級 木造			・ ・	構造・設備		・ ・
	一級・二級 木造			・ ・	構造・設備		・ ・
	一級・二級 木造			・ ・	構造・設備		・ ・

(備考)	変 更 前		変 更 後	
	別紙 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	計	計	計
	一級建築士 名 二級建築士 名 木造建築士 名 構造設計一級建築士 名 設備設計一級建築士 名	一級建築士 名 二級建築士 名 木造建築士 名 構造設計一級建築士 名 設備設計一級建築士 名		



附 則

(施行期日)

1 この規則は公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 改正前の建築士法施行細則の規定による諸様式で、取扱い上著しく支障のないものについては、  
当分の間、改正後の建築士法施行細則の規定によるものとみなす。

**告 示**

○宮城県告示第七百四十二号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。  
平成二十七年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○四七二四〇〇七二〇	ヘルパーステーションフィット 亘理郡亘理町逢隈神宮寺字一郷六十三番地の一	株式会社サンキ	平成二十七年五月十五日
○四七〇五〇一〇九九	さくらの里ヘルパーステーション 気仙沼市早稲谷三十四番地	株式会社桜里	平成二十七年六月十五日

二 訪問看護

○四六一五九〇〇九三	訪問看護ステーション和み 大崎市古川中島町三番十号	合同会社訪問看護ステーション和み	平成二十七年五月一日
------------	------------------------------	------------------	------------

三 通所介護

○四七二二〇一五一七	デイサービスひなたぼっこ 登米市迫町佐沼字新大東百	株式会社なないろの虹	平成二十七年五月一日
------------	------------------------------	------------	------------

○四七一五〇二四一九	大崎市社会福祉協議会田尻 デイサービスセンター 大崎市田尻沼部字富岡浦二十九番地	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	平成二十七年五月一日
○四七一五〇二四四三	機能訓練特化型デイサービスはばたき 大崎市松山金谷字金田八十六番地	合同会社バランスライフ	平成二十七年五月十五日
○四七二三〇〇一二八	そのつ森 伊具郡丸森町筆甫字和田七十三番地	特定非営利活動法人 そのつ森	平成二十七年五月十五日
○四七〇二〇二七五五	デイサービスけんこう堂 石巻市渡波町二丁目一番地 十四号	有限会社ヘルシーケアシステム	平成二十七年六月一日
○四七二二〇一五二五	デイサービス木もれ陽 登米市中田町石森字室木三百三十三番地	株式会社木もれ陽	平成二十七年六月一日
○四七一五〇二四五〇	えあいの郷デイサービス 大崎市古川新田字川原十二番地の二	株式会社永愛	平成二十七年六月十五日

○宮城県告示第七百四十三号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。  
平成二十七年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○四七〇七〇一〇九五	リーベン居宅介護支援事業 所 名取市本郷字東六軒百三十二番一	株式会社 リーベン	平成二十七年五月一日
○四七一五〇二四三五	公益財団法人宮城厚生協会 ケアステーションあゆみ居 宅 大崎市古川駅東二丁目十二番十八号	公益財団法人宮城厚生協会	平成二十七年五月一日
○四七〇七〇〇九六四	ユースポ館腰デイサービス 名取市植松字錦田四十四番 地の一	株式会社ユースポツラ イフ	平成二十七年五月十五日
○四七二二〇二五四	有限会社 ホープフル・ケ ア 刈田郡蔵王町宮字東原田五	有限会社 ホープフル・ケア	平成二十七年五月十五日

〇四七〇二〇二七四八	十七番地	万石浦居宅介護支援事業所 石巻市流留字沖三十番地三	社会福祉法人和仁福祉会	平成二十七年 六月一日
〇四七〇五〇一〇八一	十	ケアプランセンター桜 気仙沼市早稲谷三十四番地	株式会社桜里	平成二十七年 六月一日
〇四七一四〇〇七五四	二	ことぶき会ケアプランセン ター 東松島市小野字中の関六番	社会福祉法人ことぶき会	平成二十七年 六月一日
〇四七二七〇二二六七	一	ケアプランセンター松の実 黒川郡富谷町成田五丁目一 番地十一	合同会社おおがみ	平成二十七年 六月一日
〇四七二六〇〇九〇七	所 番地一	利府中央居宅介護支援事業 宮城郡利府町中央二丁目八	有限会社ドラックエム	平成二十七年 六月十五日

○宮城県告示第七百四十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十七年七月二十八日

一 介護予防訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四七二四〇〇七二〇		ヘルパーステーションフイ ット 亘理郡亘理町逢隈神宮寺字 一郷六十三番地の一	株式会社サンキ	平成二十七年 五月十五日
〇四七〇五〇一〇九九	十	さくらの里ヘルパーステー ション 気仙沼市早稲谷三十四番地	株式会社桜里	平成二十七年 六月十五日

二 介護予防訪問看護

〇四六一五九〇〇九三	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地 訪問看護ステーション和み 大崎市古川中島町三番十号	事業者の名称 合同会社訪問看護ステー ション和み	指定年月日 平成二十七年 五月一日
------------	-----------	---	--------------------------------	-------------------------

三 介護予防通所介護

〇四七二二〇一五一七	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地 デイサービスひなたぼっこ 登米市迫町佐沼字新大東百 二十七番地	事業者の名称 株式会社ないろの虹	指定年月日 平成二十七年 五月一日
〇四七一五〇二四一九		大崎市社会福祉協議会田尻 デイサービスセンター 大崎市田尻沼部字富岡浦二 十九番地	社会福祉法人大崎市社会 福祉協議会	平成二十七年 五月一日
〇四七一五〇二四四三		機能訓練特化型デイサービ スはばたき 大崎市松山金谷字金田八十 六番地一	合同会社バランスライフ	平成二十七年 五月十五日
〇四七二三〇〇一二八		そのつ森 伊具郡丸森町筆甫字和田七 十三番地	特定非営利活動法人 そ のつ森	平成二十七年 五月十五日
〇四七〇二〇二七五五		デイサービスけんこう堂 石巻市渡波町二丁目一番二 十四号	有限会社ヘルシーケアシ ステム	平成二十七年 六月一日
〇四七二二〇一五二五		デイサービス木もれ陽 登米市中田町石森字室木三 百三十三番地	株式会社木もれ陽	平成二十七年 六月一日
〇四七一三〇一七四七		デイサービス八木 栗原市若柳川南八木百十三 番地	株式会社ケアハウス八木	平成二十七年 六月一日
〇四七一三〇一八五三		桜樹支援デイサービスセン ター 栗原市若柳川北元町裏百十 番地	株式会社リハサポート桜 樹	平成二十七年 六月一日
〇四七一五〇二四五〇		えあいの郷デイサービス 大崎市古川新田字川原十二 番地の二	株式会社永愛	平成二十七年 六月十五日

○宮城県告示第七百四十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十七年七月二十八日

一 訪問看護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四六一五九〇〇九三	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地 訪問看護ステーション和み 大崎市古川中島町三番十号	事業者の名称 合同会社訪問看護ステー ション和み	廃止年月日 平成二十七年 五月一日
------------	-----------	---	--------------------------------	-------------------------



○宮城県告示第七百四十九号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、平成二十年宮城県告示第百八十三号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成二十七年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

レ点 夕点から二三八度三〇分二四二・八メートルの地点

沿岸名	漁港名	海岸の名称	
		地区	海岸名
三陸南沿岸	荒漁港海	荒地区海	
<p>次に掲げるイ点からカ点までを順次結んだ直線及びイ点とカ点を結んだ直線により囲まれた区域            基点A点 石巻市雄勝町船越字荒五十五番一地主金属標（北緯三八度三一分五七・四七〇二秒東経一四一度三二分〇二・九〇五八秒）            イ点 基点A点から二七〇度三九分四一・六五八八秒三七            口点 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            一 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            二 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            三 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            四 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            五 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            六 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            七 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            八 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            九 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            十 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            十一 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            十二 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            十三 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            十四 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            十五 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            十六 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            十七 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            十八 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            十九 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            二十 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            二十一 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            二十二 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            二十三 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            二十四 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            二十五 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            二十六 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            二十七 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            二十八 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            二十九 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            三十 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            三十一 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            三十二 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            三十三 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            三十四 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            三十五 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            三十六 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            三十七 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            三十八 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            三十九 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            四十 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            四十一 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            四十二 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            四十三 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            四十四 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            四十五 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            四十六 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            四十七 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            四十八 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            四十九 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            五十 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            五十一 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            五十二 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            五十三 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            五十四 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            五十五 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            五十六 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            五十七 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            五十八 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            五十九 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            六十 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            六十一 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            六十二 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            六十三 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            六十四 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            六十五 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            六十六 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            六十七 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            六十八 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            六十九 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            七十 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            七十一 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            七十二 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            七十三 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            七十四 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            七十五 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            七十六 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            七十七 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            七十八 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            七十九 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            八十 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            八十一 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            八十二 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            八十三 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            八十四 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            八十五 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            八十六 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            八十七 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            八十八 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            八十九 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            九十 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            九十一 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            九十二 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            九十三 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            九十四 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            九十五 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            九十六 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            九十七 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            九十八 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            九十九 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇            百点 基点A点から二二二度二二分二・九三八二秒四二・九〇</p>			

○宮城県告示第七百五十号  
海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である石巻市長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十七年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	漁港名	海岸の名称	
		地区	海岸名
三陸南沿岸	荒漁港海	荒地区海	
<p>平成二十七年七月二十八日宮城県告示第七百四十九号により海岸保全区域として指定した石巻市荒地区の荒漁港海岸保全区域のうち荒漁港区域に接する区域</p>			

○宮城県告示第七百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三四七号
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	
	前	後
加美郡加美町字漆沢嶽山三番地先から同郡同町漆沢筒砂子一番一地主先まで	敷地の幅員（メートル） 六・三 一四・九	敷地の延長（メートル） 一三八・〇 一三八・〇

○宮城県告示第七百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
本吉郡南三陸町志津川字小森六〇番五地先から 同郡同町志津川字小森四一番三地先まで		前 A	後 B	一・二・〇	一・二・〇	二九五・〇	二九五・〇	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
C	A	一・六・〇	一・二・〇	一・〇・五	一・〇・五	一九一・〇		

○宮城県告示第七百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	本吉郡南三陸町志津川字小森六〇番五地先から同郡同町志津川字小森四一番三地先まで	平成二十七年七月二十九日

○宮城県告示第七百五十四号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十八日

- 一 都市計画の種類及び名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 種類 石巻広域都市計画道路
- 2 名称 三・四・二百五号駅前清水線  
三・四・二百六号清水本通線
- 二 縦覧場所  
宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年七月二十八日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
東松島市野蒜字羽黒五十番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
東松島市野蒜字神吉五番地一  
有限会社アグリードなるせ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年七月二十八日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
ゲルマニウム半導体検出器ダストヨウ素モニタ 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日  
平成二十七年七月八日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地  
日立アロカメディアカル株式会社 東京都三鷹市牟礼六丁目二十二番一号
- 五 落札金額  
五千九百八十三万二千元
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日  
平成二十七年五月二十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 気仙沼警察署免許端末貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十八年一月一日から平成三十二年十二月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県気仙沼市赤岩杉ノ沢四七番地一六 気仙沼警察署ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支

店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国または地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号）電話〇二二―二二一―三三三五）へ平成二十七年八月十日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二一―七二七一、内線二二三三）
- 2 入札説明書等の交付期限  
平成二十七年八月十日（月）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年八月二十四日(月)午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十七年九月九日(水)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十七年九月十日(木)午前九時三十分  
(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者  
2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。  
2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。  
3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required : Lease of a Driving License Computer at Kesennuma Police Station - 1 set

2 Duration of Contract : From January 1, 2016 to December 31, 2020

3 Place and Deadline for Submitting Bid Form : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters September 9, 2015, 5 : 00 p.m.

4 Date and Place of Bid Selection : 202 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters September 10, 2015, 9 : 30 am.

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232